

Q54 知的障害者の入所施設における虐待被害を監督行政庁に訴えることは出来ますか。

成人を対象とする知的障害者入所施設である更生施設、及び児童を対象とする児童施設を運営する社会福祉法人設立の根拠は社会福祉法であり、これらの施設は現在は措置費によって運営されていることから、行政には憲法第89条に基礎を置く監督権限があり、社会福祉法第56条は、措置権者である所轄庁（知事など）に強い監督権限を付与しています。

即ち、同条の1項は、所轄庁（知事など）に業務、会計に関する報告徴取と検査権限を与え、2項においては、社会福祉法人が法令、法令に基づく行政庁の処分、定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときに必要な措置をとるという命令権を定め、3項においては、命令に従わない時の業務の停止命令権、役員の退職勧告権、更に、4項においては、3項の場合で他の方法で目的を達成できない場合には解散権さえ認めています。

社会福祉法人の経営する施設に虐待行為があり、関係法令に違反していることが明らかでありながら、法人自身によって改善されないとすれば、その設置目的からして、「その運営が著しく適正を欠くと認めるとき」に当たることは当然であり、所轄庁は、以上の各条項を適切に運用して、虐待行為の根絶を指導できるはずです。この様にして社会福祉法人内の体罰が是正された事例もあります。

しかし、その一方で法人管理者の悪質な、あるいは巧妙な言い逃れに安易に追随し、「福祉法人の自立を尊重する」との美名の下に、正当な根拠に基づき行政に要請されている権限を不当・違法に行使しない事例も見られます。

又、密室の中で行われる人権侵害は、書面中心の調査では容易には明らかになりません。又、行政が、施設内の人権侵害に付き指導を行っても、形式的な指導である場合、指導を受ける側の施設管理者に指導を受け入れる姿勢がなければ、実効性のある指導にはなりません。体罰・人権侵害については、行政の不作为、管理者の姿勢と言うことも視野に入れながら、行政の適切な権限行使を積極的に求めて行くことは有力な一手段であると考えられます。